

総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会資源開発・燃料供給小委員会液化石油ガス流通ワーキンググループ中間取りまとめ（案）」に対する意見

令和6年2月

公益社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 増田 悦子

2017年に液石法施行規則の見直し、ガイドラインの策定が行われましたが、罰則規定がないためその後も料金の透明化が進んだとは言えず、法的拘束力がなければ改善は難しいと感じていました。今回のワーキンググループでは大手事業者も加わり、施行規則の実効性確保に期待したいと思います。

賃貸住宅におけるLPガスの価格が不透明で高いという相談や戸建て住宅への訪問勧誘などに対する消費者からの苦情をきっかけに消費者不在で行われていた商習慣にメスを入れるという形で今回の改正につなげたことを評価したいと思います。

可搬性に優れた分散型エネルギーであるLPガスが、災害時のみならず消費者の暮らしになくてはならないエネルギーとして選択されるためにこの改正に期待したいと思います。

中間とりまとめ（案）については概ね賛成です。その中の実効性を確保するための方策について意見を申し上げます。

1. 監視・通報体制の整備～通報フォームの整備

すでに開設された通報フォームに情報が集まっていると聞いています。そこに集まった情報を検証するとともに、早期に利用できる体制を構築していただきたいと思います。施行までの期間に駆け込みで営業をかけた事業者が結果的に得にならないようお願いいたします。

2. 関係省庁と連携した取組

国土交通省との連携では不動産関係事業者への周知徹底のみならず、施策の中で何らかの対策をお願いしたいと思います。ぜひ賃貸集合住宅の契約時の重要事項説明の中にガスの種類だけでなく、提供事業者・価格を説明しなければならないような工夫をお願いしたいと思います。

公正取引委員会との連携では消費者利益を確保するためにも商慣行是正への協力が欠かせないと考えます。

消費者庁との連携では消費者への情報提供、公正取引協議会の検討、消費者委員会での次期基本計画への盛り込み等検討をお願いしたいと思います。

3. 商慣行見直しに向けた取組宣言

事業者団体も会員に向けて法改正を先取りした自主的な取組を促す措置を取っていただきたい。LPガスが消費者に選ばれるエネルギーであるための方策を考えて欲しいと思います。

4. 公開モニタリングの実施

今後の状況の確認はぜひ必要と思います。フォローアップの検証の場を利用して今後も意見を申し上げたいと思います。